

## 医師の働き方改革（４）～医師の３６協定～

20190327

- 医師以外と医師では協定様式が別です。また、医師以外に適用される新様式では、特別条項の有無によって様式がさらに別になっています。

< 36協定の様式> 東京労働局 医師以外の新様式は 20190401 より適用開始

[https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/newpage\\_00072.html](https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/newpage_00072.html)

様式名	適用
時間外労働・休日労働に関する協定届 (一般条項) 様式第 9 号	医師以外・一般条項のみ
時間外労働・休日労働に関する協定届 (特別条項) 様式第 9 号の 2	医師以外・特別条項あり
時間外労働・休日労働に関する協定届 (医師等) 様式第 9 号の 4	医師等

- 医師以外と医師では、時間外労働の法規制が異なります。

<参考> 「36協定」の新旧比較 (注: 医師については新基準は適用猶予)

	(旧) 時間外労働の限度に関する基準 (平成 10 年労働省告示第 154 号)	(新) 36協定で定める時間外労働及び休日労働について留意すべき事項に関する指針
罰則付き上限規制	罰則付きの上限規制なし	36協定で定める時間外労働に罰則付きの上限が設けられることとなった。
限度時間	限度時間は、1日を超えて3か月以内の期間および1年間の双方について協定しなければならない。1か月の定めをする場合は45時間、1年間の定めをする場合は360時間が上限。*	限度時間は1か月について45時間・1年間について360時間。臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできない。*
特別条項	下掲	下掲
上限規制	罰則付きの上限規制なし。	臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合でも休日労働を含めて年720時間、複数月平均80時間以内、月100時間未満。また、月45時間を超えることができるのは、年間6か月まで

\* 3箇月以上1年以下の変形労働時間制の場合は1月42時間・1年320時間が限度時間。

- 新・特別条項の記載事項に要注意 (監督署に受理されないケースが多発しています。)

<以下を**具体的**に記入して下さい。>

- 1) 「限度時間を超えて労働させることができる場合」について。
- 2) 「業務の種類」欄には、時間外労働等の必要のある業務について。
- 3) 「限度時間を超えて労働させる場合における手続」について。
- 4) 「限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康・福祉確保の措置」について。

ご質問・相談はこちらへ [hrms-jp](http://hrms-jp) 医療人事労務マネジメント研究会

社会保険労務士 河北 隆 [hrms@grace.ocn.ne.jp](mailto:hrms@grace.ocn.ne.jp) <https://www.hrms-jp.com/>